



総合事業Q & A

Q これまでの介護保険サービスと総合事業とは何が違うの？

A これまで要支援認定の利用者に対して、全国一律の基準である介護サービスとして実施していたホームヘルプサービス（訪問介護）とデイサービス（通所介護）については、平成29年4月から、富士見市が実施する「総合事業」へ移行となります。これにより、地域の実情に合わせ、多様なニーズに対して多様なサービスを充実していくことが可能となりました。

Q 総合事業が始まると、今まで利用していたサービスは利用できないの？

A 総合事業移行後も、既存の事業所によるサービスは継続されますので、専門的なサービスを引き続き利用することができます。これに加え、順次実施する新たなサービスを利用することもできるようになります。

Q 総合事業を利用できる人はどんな人？

A 要支援1・2に認定されている方、または、基本チェックリストにより事業対象者と認められた方が利用できます。

Q 総合事業はいつから利用できるの？

A 総合事業は、平成29年4月から利用いただけます。なお、平成29年3月31日以前から要支援認定を受けている方は、次回の認定更新後から総合事業のサービスを利用いただけます。

Q 総合事業を利用するには、どうしたらいいの？

A まずは、お近くの高齢者あんしん相談センター（P4参照）か市役所高齢者福祉課に相談していただき、手続きを行います。詳しくは、別添のフローチャート（P2参照）を参照してください。

Q これまで利用していた福祉用具貸与などのサービスは、もう使えなくなるの？

A 要支援の認定者を対象にした介護保険のサービスはこれまでどおり実施されますので、継続して利用することができます。新規に福祉用具の貸与、訪問リハビリ、訪問看護などの利用を希望する場合は、要支援の認定が必要です。

Q 総合事業の利用料は、いくらくらいかかるの？

A 既存の事業所によるサービスを利用した場合、これまでの利用料より高くなることはありません。また、通所型サービスCの利用者負担はありません。サービスの利用料は、現行サービス利用料の基準を上回ることはありません。